

平成 2 5 年度
男女共同参画・人権についての
市民アンケート調査報告書（抜粋）

平成 26 年（2014 年）3 月

生 駒 市

人権に関する市民アンケートから我々は何を学ぶか

＜生駒市人権施策審議会＞

はじめに

生駒市は、平成25年7月から8月にかけて、「男女共同参画施策をより一層促進するための基礎資料を得ることを目的」とする市民アンケートを実施しました。このアンケート実施に際して「人権に関する市民アンケート」も併せて実施しました。

私達生駒市人権施策審議会（以下「当審議会」という。）は、アンケート項目を作成する際、以下の視点で注文を付けました。

- ①人権の主体、担い手はあくまで生駒市民であり、市民が主人公である。
- ②市民の率直な意見が出せるような質問に整える。
- ③生駒市が人権に関する施策を検討する参考にさせてもらう。

はじめに、今回のアンケートに回答をいただいた多数の市民の皆さんに対し、当審議会としても心から感謝申し上げる次第です。

この市民アンケートは、男女共同参画の部分とともに、人権に関する部分も一緒に全項目の回答について、全国および奈良県での同様のアンケートとの比較、生駒市が平成16年に行ったアンケート結果との比較を含めて、市民の皆さんに活用いただくべく公表されることとなっています。その際、自由記述欄に記載いただいた多くの市民の自由闊達な、時には辛辣なご意見もすべて、掲載されることになっています。ぜひとも、市民の皆さんにおいても目を通してください。

以下、いくつかの自由意見を紹介します。

「市自体がいろんな取り組みをしていますよ、とアピールしているようにしか取れない。逃げないで、一番難しい底辺の充実に突入するくらいの勢いを見せてほしいと思います」
(50代・女性)

「人権の尊重という言葉の定義があいまいで、質問に非常に答え辛い。アンケート内容が稚拙で、意味のある集計が得られるとは思わない。このアンケートの設計を誰が行い、コストがいくらで、どういうメリットが得られるのか、ぜひ公表していただきたい。まさか結果をグラフにして、「～の傾向がある」とか「～の施策を打つべき」とかいうコメントするだけで終わったりしませんよね。意味のある統計を得るために、専門知識のある人を使って、アンケート手法、統計手法を取り入れた方がよいと思います。」(30代・男性)

「生駒市のさまざまな子供向け企画、興味深く見ています。ですが、幼稚園に通う年齢の子が参加できる企画が少ないと思います。小さい時からのびのびたくさん集まりに参加できれば、みんな仲良く楽しく、みたいな思想になるのではと思います。特に夏休みに参加できる企画が増えればと思います。」(30代・女性)

ここにいくつかの自由記載の意見を紹介しましたが、いずれも率直で現実生活に土台を置いた貴重な意見です。

当審議会は、こうした意見を含めてすべての自由意見もしっかり受け止めながら、今後と

も、住民が人権の主体であり担い手という立場で、生駒市における人権施策をすすめるために、今回のアンケート結果から何を学ぶか、という視点での受け止めた結果を市民にお返ししたいと思います。

今回のアンケート結果を踏まえて、市民のみなさんの意見交換ができる機会を設定したいとも考えていますので、ぜひその機会にはご参加、忌憚のない意見交換ができることを楽しみにしています。

以下、人権に関するアンケート結果について、当審議会として検討を始めたばかりですが、受け止めた内容をここに記したいと思います。

(18) 関心のある人権問題や身近にある人権問題

1 「高齢者に関する問題」

「高齢者に関する問題」は、＜関心＞、＜身近＞でいずれも最も高い。

平成 24 年内閣府人権擁護に関する世論調査（内閣府調査）と比べても高いと言えるが、その一因となっているのは、生駒市調査の回答者年齢が、60 歳以上で 39.2%と約 4 割を占めていることが考えられた。

例えば、自由記述には【高齢者】に関わり、「自分自身の問題として…（60 代女性）」や「一人暮らしや高齢者の方たちに色々な配慮をしてほしい」（60 代女性）とある。

だが年齢別データから、必ずしも 60 歳以上で＜関心＞が高いということは言えないのであり、30 歳代で 39.9%、40 歳代では 42.6%と関心が高いことが注目される。

また、＜身近＞の年齢別データに目を移すと、興味深いのは、50 歳代、60 歳代がいずれも 3 割を越えているだけでなく、16～19 歳でも 26.4%と高く、この世代では「障がい者に関する問題」と並び、最も高い割合を占めていることである。

＜関心＞、＜身近＞いずれにおいても性別で大きな差は見られず、＜関心＞では男女ともに 4 割台、＜身近＞では 25%前後となっている。

ただし、生駒市民が何を「高齢者に関する問題」としているのかには、注意する必要がある。自由記述には、「老害優先の社会を今すぐ無くして下さい」（30 代男性）や、「高齢者の中にもわけのわからないことを言えるのも…」（60 代女性）の意見があるからだ。

2 「子どもに関する問題」

「子どもに関する問題」は、＜関心＞、＜身近＞がいずれも「高齢者に関する問題」に次いで高い。内閣府調査でも、「子どもに関する問題」は「障がい者に関する問題」に次いで高い。＜関心＞の性別データでみると、女性では「高齢者に関する問題」に次いで高い割合を占めるが、男性では「高齢者に関する問題」に続くのは、「インターネットを悪用した人権侵害に関する問題」「非正規雇用など雇用形態の問題」「北朝鮮当局による拉致問題」であり、その下が「子どもに関する問題」となっており、性別で差異がみられる。

＜関心＞の年齢別では、子育て世代が約 5 割から 6 割を占めるが、その他の世代も 3 割前後であり、一定の関心の高さがうかがえる。

＜身近＞の性別データでは、男女共に「高齢者に関する問題」の次にそれぞれランクされる。また＜身近＞の年齢別データでは、最も高いのは 30 歳代の 24.1%であるが、10 歳代から 40 歳代まで 2 割前後で推移している。

「子どもに関する問題」とは何かについては、自由記述を見るかぎりにおいて、具体的には、①学童や保育所の充実により、子ども支援と女性の就労支援とをセットで拡充を求める

意見と、②いじめ問題への対策を求める意見に大別される。

3 「非正規雇用に関する問題」

＜関心＞、＜身近＞の双方での高さをみると、「インターネット」の問題より「非正規雇用に関する問題」を先にあげるべきであろう（なお＜関心＞のランクでは、「非正規雇用に関する問題」に関しては、内閣府調査の項目にはあがっていないので比較できない）。所得が他市に比べ高い生駒市において、＜関心＞だけでなく＜身近＞でも高いのはなぜなのかは、興味をひくところである。

＜関心＞の性別では、男性より女性が低いが、女性でも3割を超え、男性では4割に届くものとなっている。また、「ワーキングプアに関する問題」ではいずれも3割であることが目をひく。

＜関心＞の年齢別では、20歳代が5割に届く高い割合となっているほか、10歳代、30歳代、40歳代も3割、50歳代以上では4割と、いずれの年齢層でも一定の関心の高さがうかがえる。

＜身近＞の性別では、女性の方がやや高いものの、男性女性共に「高齢者」「子ども」に次いで第三番目となっている。また＜身近＞の年齢別をみると、就職に直面する20歳代の第一番目にランクされ、2割を占めている。30歳代以降では1割から2割と、いずれの世代でも第三番目にランクする一定の割合を占めている。

(19) 人権を身近に感じるかについて

「あまり身近に感じない」が5割であり、これに対して「身近に感じる」は3割に留まる。「非常に身近に感じる」と「身近に感じる」の合計と、「あまり身近に感じない」と「まったく身近に感じない」の合計をそれぞれ比較しても、上記の割合にほぼ等しい。性別でも、差異が認められない。

性・年齢別でみると、女性の方で年齢に波がみられるのが興味深い。10歳代では「非常に身近」と「身近」が3割に対して「あまり身近に感じない」が6割であるが、20歳代では4対5、30歳代では2対6、40歳代では4対5、50・60歳代では2対6、70歳代では3対3となっている。

この年齢別の意識変化は、女性の有業率の曲線、M字カーブと関係しているのではないか。20歳代女性と40歳代女性が特に人権を身近に感じる問題が何で、どのような解決を望んでいるのかを探究する必要がある。そこに生駒市の課題や、課題解決のために市民が活力を注ぎ得る鍵があるのではないだろうか。

(20) 「人権が尊重される」ことのイメージ

「個人として尊重される」が最も高く6割を占め、「差別されない、平等である」よりもわずかに高いことは、生き方の多様化や個性化のあらわれかもしれない。しかしその一方で「多様な価値観が認められる」は4割に、また「個人の持つ可能性を発揮する機会が認められる」は3割に留まっている。

また、国家権力を意識する割合は、2割と決して高いとは言えない。

以上の全体的傾向は、性別に見た場合、概して男女間で大きな差は無い。しかし「国家などの権力から干渉されず、自由に生活できる」では、男性が女性を約10ポイント上回り、また「個人の持つ可能性を発揮する機会が認められる」では男性が女性を約7ポイント上回っている。

年齢別でみると、10歳代が低いことが気になるのは、「個人として尊重される」であり、

5割に満たない。性別全体にみると女性が60.3%、男性が58.8%と大差はないので、10歳代男性の割合（34.6%）が低いことがわかる。その理由を探究することが今後の課題である。

(21) 人権侵害を受けた経験

問21、22は、人権侵害を受けた経験の有無、及びその内容に関するものである。

人権侵害を受けたと認識している人の割合は、前回調査の18.4%から10.3%に減少している。また、内閣府調査では16.6%、平成20年度奈良県人権に関する県民意識調査（奈良県調査）では11.9%となっており、今回調査と若干の差異は生じているが、いずれも有意な差異とまでは考えられない。また、男女間においても、女性11.5%、男性8.4%と若干の差異はあるが、有意なものでないことについては同様である。

ただし、年齢別にみた場合、30歳代男性が24.1%となっており、それ自体高率であるばかりか、他の世代や女性と比較しても目立っている。また、40歳代女性に関しては、16.8%と同世代の男性の6.6%に比較して約2.5倍となっている点が注目される。

背景事情としては、現在の30歳代男性というのは、1999年に労働者派遣法が大幅に改正されるなど、わが国において非正規雇用労働者の数が急激に増加していった時期に社会人となった世代に該当する。そして、30歳代というのは、正規雇用と非正規雇用の格差を痛感しやすいことがあるのではないかと予想される。

また、40歳代女性であるが、職場との関係では、結婚や出産等を契機に一旦退職したものの、再び、就業を開始する年齢層に該当する。その過程で、人権が侵害されたと感じる出来事に直面している可能性がある。あるいは、同世代は、その親世代が現役を引退していく、あるいは自らの子ども達を養育している世代に該当する。したがって、高齢者、あるいは子どもに関連して人権侵害を受けたと認識していることも考えられる。

(22) 受けた人権侵害の内容

次に人権侵害の内容であるが、職場において不当な待遇を受けたことが最も多く、うわさ、悪口、かげぐちを言われたことがこれに続く。ただし、前者は前回調査の27.0%から42.1%と約15ポイント程度増加しているのに対し、後者は46.9%から33.8%と約13ポイント程度減少している点が注目される。

今回の調査では、非正規労働に関する問題は、身近にある人権問題の中でも第三位となっている。これは、若年層を中心としつつも各世代を通じ、市民の関心が高くなっていることと関連しているものと考えられる。もっとも、内閣府調査では、「使用者による不当な待遇」は14.8%の第五位と特に目立っていないが、その背景までは不明である。

(23) 人権侵害を受けたときの対応

人権侵害を受けたときどう対応したかは、「受けた人権侵害」の内容によってその対応や相談相手の選び方に大きく影響すると思われる。

(22)で受けた人権侵害の内容があげられているが、「働いている場で雇用主や上司などから不当な待遇を受けた」（42.1%）や「うわさをたてられたり、悪口、かげぐちをいわれたりした」（33.8%）が上位にあり、特に「働いている場で雇用主や上司などから不当な待遇を受けた」はH16年の調査と比較して15.1ポイントも増えていることから、相談相手として「友人、同僚や上司に相談した」があげられてくるとと思われる。

景気がデフレ不況の状況にあり、企業の経営環境が厳しいなかで職場の雰囲気も冷たく人権に触れるような言動も現れやすかったのではと思われる。また、職場の問題なので、その相談相手は職場の人間が多くなるのは当然であるが、信頼できる上司や同僚が身近にいなけ

れば相談相手は減少する。

次に、「親、きょうだい、子どもや親せきに相談した」があげられているが、これも人権侵害の内容により、身近な相談相手、親身になってくれる相談相手としてあげられているのであろう。ただ、「同居の家族構成」について、経年変化のデータがないので何とも言えないが、「ひとり暮らし」の増加、また「同居家族の高齢化」などの状況変化により身近に相談できる相手がいなくなれば、過去に比べ相談相手としてあげることは減ってくるのではないか。

注意を払わなければならないのが、「だまって我慢した」、「自分で処理した」で、この二つは経年変化で減少はしているが、受けた人権侵害のはけ口をどこに求めるかが気になるところである。特に、男性が女性と比較して「だまって我慢した」が 13.1 ポイントも高いのが気になる。一つは自分自身の中に鬱積させて精神的な苦痛を持った生活を送るのか、または対社会に否定的な行動になりはしないかと心配される。

また、「警察に相談した」が前回より増加しており、受けた人権侵害の内容が警察に相談や助けを求めたくなる程深刻化しているとも考えられる。

(24) 相談しなかった理由

人権侵害を受けながらも黙って我慢した理由としては、「抗議や対抗措置ができる相手ではなかった」(39.0%)が今回の調査でも最も多かった。年齢別を見ても 30～60 歳代と幅広く見られ、奈良県調査も同じ傾向にある。

これは、「働いている場で雇用主や上司などから不当な待遇を受けた」という理由ならば考えられることではある。自分より強い立場にあるものから受けた、いわゆる「パワーハラスメント」ならこのような対応になってしまうと思われる。職場での問題を相談できる窓口があれば救われるが、経営規模や企業風土によって不十分な場合が想像される。また 男女の比較で女性の 45.5%があげ、男性より 17.7 ポイントも高いのは職場以外に家庭内での人権侵害も考えられる。

「相談したかったが、誰に相談してよいかわからなかった」(19.5%)という回答が次にあげられていることも、上記のような人権侵害の場面であることと関連付けられるのではないだろうか。

他の人に相談することで、人権侵害を受けた相手に知られ、更に重ねて嫌な思いをすることを避けたいために訴えなかったことが、「人間関係を壊したくなかった」「我慢できる程度だった」という回答に表れ、自分自身の中に向けての解決を図っていると思われる。

自分自身で消化できるうちはいいが、自分自身の消化能力を超えた場合、自身の心を傷つけたり、またそのはけ口を他に向けられることはないのだろうか。

自分自身のプライバシーも守られ、人権侵害をされた相手や組織に気づかれることなく気軽にそして親身になって相談してくれて、問題の解決を図れるような窓口が身近にあることが救いの手となると思う。

《女性の人権ホットライン 0570-070-810 子ども人権 110 番 0120-007-110 インターネット人権相談受付 等々の市民への周知 PR 活動の展開を！》
--

(25) 自分の人権を侵害された場合に思う対応

これは、自分が過去に人権侵害を受けたと認識することがなかった人への質問であり、あくまでも想定 of 回答であることを考えると、「親、きょうだい、子どもや親せきに相談する」(47.5%)が一番多いのは当然だが、70 歳以上で「市の担当者に相談する」が 17.0%あるの

は高齢者が身近に相談できる家族がいないのと合わせ、生駒市の高齢者への取組が高齢者にとって相談相手として認識されているからではないだろうか。

(26) 他人の人権を侵害した経験

この設問は、一部の市では実施されているものの、生駒市の過去の調査や内閣府・奈良県の調査においても実施されておらず、ユニークな設問である。

人権侵害は、その被害者がいれば加害者がいるという表裏の関係にある。

人権侵害の被害経験は、過去の調査でも今回の調査でも設問されており、その結果は、「過去5年間」の人権侵害の被害経験の有無) 内閣府調査 16.6%、奈良県調査 11.9%、生駒市調査 10.3%で、いずれの調査でも 10%超の数値を示している。

同じ設問の経年変化をみると、

(内閣府調査)

昭和 33 年 4.8%、昭和 53 年 11.2%、昭和 63 年 17.8%、平成 9 年 12.2%

平成 15 年 13.9%、平成 19 年 16.3%、平成 24 年 16.6%

(県民調査)

平成 14 年 21.8%⇒平成 20 年 11.9%

(生駒市調査)

平成 16 年 18.4%⇒平成 25 年 10.3%

となっている。

人権侵害の被害経験の割合の推移で、県・市の調査では、いずれも被害経験の割合が低下していることは、これまでの人権教育、人権啓発の成果が表れていると考えられないこともないが、内閣府調査では乱高下している。

人権被害の認識は、回答者が何をもって人権侵害にあたると認識するかに大きく左右される。他の設問で、受けた人権侵害の内容が例示的に示されているため、例示された選択肢に誘導されやすく、回答者自身のその時の極めて主観的な認識に影響されやすいことやその時々々の社会経済環境に大きく影響されること、また人権意識の高まりにより被害経験の認識が拡大深化することなどから、住民の人権意識の理解が深化したのかどうかの判断指標にすることは難しい。

このようなことを踏まえて、人権被害経験の割合が 10%超との表裏関係から、人権加害経験を問うている「問 23」を考える。

年齢別にみると、他人の人権を侵害した経験が「あると思う」「自分では気づかなかったが、あるかもしれない」の合算値が高いのは、20 歳代～30 歳代（20 歳代 女性 50.8% 男性 57.1%、30 歳代 女性 56.5% 男性 44.3%）である。多感な世代だけに、さまざまな人間関係の中で、自身が傷つき、他人を傷つけていることで、人権侵害をしたあるいは人権侵害をした恐れを抱いていることが推測される。（被害経験も 20 歳代～30 歳代が 20%弱と他の世代の倍の割合を示している）

一方、50 歳代以降の世代の合算値は男女とも 30%前後である。

人権教育、人権啓発、人権相談の 3 本柱は、人権侵害の被害者救済のみならず、加害者にならないための教育・啓発・相談であるべきであろう。いつ、被害者に、加害者に、なるかもわからないからである。

また、保育所、幼稚園、小学校の保護者対象の人権研修等、20 歳代～30 歳代の多感な世代（子育ての世代でもある）を対象にした教育、啓発、相談の在り方を検討すべきではないかと思われる。

さらに、問 28 で、「学習等教育の場で当事者の話を聞いたり交流を深める」の選択肢が 50%

を超えており、被害加害の表裏関係をうずめる方策として、当事者の話を聞いたり交流を深めることが大切であることは、市民が実感されていると考えられる。「人権侵害の被害者」である当事者の声を聞く研修の充実に努めることが必要である。

(27) 他人の人権を侵害した内容

問 24 では、他人の人権を侵害した内容を問うているが、問 22-1 の「受けた人権侵害の内容」の選択肢と相違して、漠然とした人権侵害の分野のみを例示しているため、具体の人権侵害の内容が浮かび上がりにくい。

「国籍・人種・民族に関して」や「思想・信条に関して」などが 20%超であり、極めて重たい人権侵害が上位にある。一方、「うわさをたてたり、悪口、かげ口をした」人権侵害は、どの選択肢に回答されているのかはわからない。

性別で男女差があるのは、女性の「身体の障害に関して」が男性に比べ高い数値を示し、男性では、「宗教に関して」「同和問題に関して」が女性に比べ高い数値を示している。

(28) 結婚相手に重視するもの

問 25 の「結婚相手に重視するもの」は、「性格」、「健康状況」、「思想・信条」、「家庭環境」の順で、おおむね予想された結果となっている。

前回調査（平成 16 年）では、同和地区出身者との結婚について設問し、「結婚しない」が 5.8%で、前々回（平成 8 年）8.3%と比べ 2.5 ポイント低下していた。今回調査の設問は、一般的に結婚相手に重視するものを聞いており、前回調査との比較は困難である。

また、奈良県調査では、同様な設問、選択肢で、結婚相手が女性の場合と男性の場合を区分して問うている。相手が女性の場合では、「性格」、「健康状況」、「家事能力」、「家庭環境」の順、相手が男性の場合では、「性格」、「健康状況」、「職業」、「収入・財産」、「行動力」の順である。

今回の調査では、「性格」、「健康状況」を別にすれば、男性には職業など生活基盤要素を、女性には家事、家庭要素を求めている。年齢別では、16 歳～19 歳では「身なり・容姿」、20 歳代では「収入・財産」を、30 歳代では「収入・財産」と「健康状況」を、40 歳代では、「思想・信条」と「健康状況」をと、年齢に応じ、またそれぞれの年代に応じた結婚観、生活観を示している。

(29) 人権問題の理解を深めるための学習意向

(30) 人権問題理解のための学習をしたくない理由

人権問題の理解を深めるための学習の意向を問う設問に対して、「その気持ちはない」が 34.5%、「できたらしてみたい」が 31.5%、「ぜひしてみたい」が 3.9%と回答されている。

このうち、「その気持ちはない」との回答した人にその理由を尋ねた設問に対しては、「人権問題にいちおうの理解をもっているつもりなので」との回答が、平成 16 年調査においては 38.1%で最多回答であったのに対し、今回は 28.9%と 10 ポイント近く減少し、逆に、「特に関心があるわけではないので」との回答が、平成 16 年調査時の 26.0%から 33.7%に 6.7 ポイント増加している。ちなみに、「生活に追われて余裕がない」との回答が平成 16 年調査で 15.5%、今回は 20.2%と増加している。「できたらしてみたい」との枝を選択されていない。

この設問は、「人権問題の理解を深めるための学習」をしたいか、したくないか、との枝での問いが前提となっており、「ぜひしてみたい」と答えた人や「できたらしてみたい」との意向が除外されているため、したくない理由とともに、できない理由が混在した可能性を見ておく必要があるように思われる。

こうした点を配慮しながら今回の回答結果を検討すると、留意すべきは、人権学習をしたくないと回答された中で、

①「人権問題に理解をもっているつもり」、との回答が約 10 ポイント減少しているのに対し、

②「特に関心があるわけではない」、との回答が約 8 ポイント増加していることではないだろうか。

人権問題は日々安定、拡大の一途をたどるなどという単純な状態とは言えないことからすると、平成 16 年調査段階で「理解をもっているつもり」との回答が学習をしたくないとの回答のうちでも 4 割近くあった要因は何か、検討を要すると言えるのではないか。その回答が今回約 10 ポイント減少し、「関心がないので」との回答率が増加していることと無関係ではないように思われる。平成 16 年当時における、行政による人権教育が推進、強調されていたことの反映を見ておく必要がないだろうか。

(31) 人権学習を深めるための支援として重要なこと

人権学習を深めるための支援として重要なことを問う設問に対しては、今回の場合と 16 年の回答との比較において、「学習等教育の場で当事者の話を聞いたり交流を深める」という回答がほぼ半数に上っていることは特筆すべきである。複数回答の中で、この結果は、人権問題について抽象的な学習より当事者との交流を通じて、事実 に即した学習の必要性が重視されているといえるだろう。

その一方で、平成 16 年調査より今回回答比率が増えているものとして、「学習相談への対応を充実する」(7.0 ポイント増)、「学習講座や場の提供を充実する」(9.7 ポイント増)、「身近な地域で話が聞けるように出前講座を開催する」(4.2 ポイント増)、「学習グループを育て、支援する」(4.2 ポイント増)という変化が見られる。これらの選択肢は、いずれも市民による自主的な学習に対する具体的支援を求める空気が増加しているととらえることが可能ではないだろうか。この設問については、更に、年代別に 16 歳から 19 歳において「学習相談への対応を充実する」が他の年代に比べて決して多いとは言えないが、こうした要望は特筆すべきであろう。いきなりの学習機会の設定より、何を学習するか、その方法はどのようなものがあるか、等相談対応が強く求められている。

(32) 人権が尊重される社会を実現するために重要な取り組み

この設問は 3 つ選択する方式で実施されている。

この結果から浮かび上がってくるものは、「幼児期から思いやりの心をはぐくむなど、家庭における教育を充実する」(57.7%)、「保育所・幼稚園・学校での人権教育を充実する」(47.0%) がほとんどの回答者において選択されていることである。設問のうち、「学校」は小、中、高、大と幅広い選択肢となっているが、保育所、幼稚園が記載されていることからすると、比較的若い生育期が意識されていると考えていいだろう。この二つの選択によって、市民的には、主として家庭や集団的教育現場において「思いやりの心をはぐくむ」という人間性をはぐくむことが人権尊重の土台にあると考えておられると理解することができる。

その次の選択として、「国や県・市が、人権教育、啓発を積極的に進める」(28.9%)、「社会的に弱い立場にある人に対する支援を充実する」(22.4%)、「人権侵害を受けた人に対する相談活動や救済策を充実する」(20.8%) という山が見られる。行政に対し、社会的弱者に対する支援、救済活動を求める声が強いととらえることができよう。

このような市民アンケート結果は、生駒市として、人権施策をどのように推進するか、当委員会としても正面からとらえて活動することが求められているといえるのではないだろう

か。

おわりに

当審議会においては、これまでアンケートの結果について、いろいろと審議をしてまいりました。

その結果、生駒市における人権の保障という観点からみた場合、子育てや子どもに関する問題、高齢者に関する問題、非正規雇用などの雇用形態の問題、国籍等に関する問題に関して、より積極的な対応が求められているのではないかと結論に至りました。今後は、特にこれらの分野に関する具体的な施策についても提言できればと考えております。

今後とも、生駒市が住民にとって、住みやすく、育ちやすい生駒市に向かって前進することを期待しつつ。

IV 資料・使用した調査票

男女共同参画・人権についての市民アンケート調査 調査票

男女共同参画について、おたずねします。

問1 あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。
(いずれか1つに○)

- 1 そう思う
- 2 そう思わない
- 3 どちらともいえない
- 4 わからない

問2 あなたが家事（育児・介護等を含めて）をする時間は、平日の平均で1日どのくらいですか。(いずれか1つに○)

- 1 まったくしない
- 2 30分未満
- 3 30分以上1時間未満
- 4 1時間以上2時間未満
- 5 2時間以上4時間未満
- 6 4時間以上6時間未満
- 7 6時間以上8時間未満
- 8 8時間以上

奈良県にお住まいの15歳以上の方の1日の家事関連時間（「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の週全体合計時間）は、男性44分、女性が3時間59分となっています。（平成23年社会生活基本調査）

世帯でお住まいの方におたずねします。（単身者家庭を除く）

問3 あなたの家庭では、次にあげるようなことは、現在どなたが担当されていますか。
（それぞれいずれか1つに○）

	1 主として 夫か父親	2 主として 妻か母親	3 夫婦同じ くらい	4 主として 子ども	5 その他・ あてはま らない
1 食事のしたく	1	2	3	4	5
2 食事の後かたづけ	1	2	3	4	5
3 掃除	1	2	3	4	5
4 洗濯	1	2	3	4	5
5 ゴミ出し	1	2	3	4	5
6 買物（日用品）	1	2	3	4	5
7 家計の管理	1	2	3	4	5
8 子どもの世話やしつけ	1	2	3	4	5
9 高齢者や病人の介護	1	2	3	4	5
10 自治会などの地域活動	1	2	3	4	5

問4 女性が職業を持つことについて、あなたはどのようにお考えですか。
（いずれか1つに○）

- 1 職業を持ち、結婚や出産後も仕事を続ける
- 2 いったん退職し、育児終了後再び職業を持つ
- 3 結婚を機会に家庭に入り、あとは職業を持たない
- 4 出産を機会に家庭に入り、あとは職業を持たない
- 5 女性は職業を持たない方がよい
- 6 その他（具体的に
- 7 わからない

奈良県の15歳以上の女性就業率は40.9%で、
全国最下位です。ちなみに、生駒市は39.6%と
なっています。（平成22年国勢調査）

問5 女性が仕事を続けるために必要なことで、あなたの考えにあてはまるものをお答えください。(あてはまるものすべてに○)

- 1 女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること
- 2 保育施設や介護施設を充実すること
- 3 育児や介護などの休暇制度の充実や休暇が取りやすい職場環境であること
- 4 職場に結婚・出産した女性が働きやすい雰囲気があること
- 5 育児や介護で退職しても同一の職場に再雇用される制度があること
- 6 給与などで男女間格差をなくすこと
- 7 技術・知識の習得や資格を取得すること
- 8 女性自身の意識改革
- 9 「男は仕事、女は家庭」という性別での役割分担意識の解消
- 10 その他(具体的に)

お仕事をされている方におたずねします。

問6 育児休業や介護休業について、あなたの職場であてはまるものをお答えください。
(①、②のそれぞれについて、いずれか1つに○)

①育児休業について

- 1 男性も女性も利用している
- 2 女性は利用している
- 3 男性は利用している
- 4 制度はあるが、利用する人はいない
- 5 制度はあるが、利用している人がいるかどうか知らない
- 6 制度があるかどうか分からない
- 7 制度を知らない

②介護休業について

- 1 男性も女性も利用している
- 2 女性は利用している
- 3 男性は利用している
- 4 制度はあるが、利用する人はいない
- 5 制度はあるが、利用している人がいるかどうか知らない
- 6 制度があるかどうか分からない
- 7 制度を知らない

育児・介護休業法は、平成21年6月に改正され、平成24年7月1日から全面施行されました。

仕事と家庭との両立支援等を一層進めるため、男女共に子育てなどをしながら働き続けることができるようにする制度です。

奈良県の女性の就業率は全国で最も低く、その特徴は、20歳代ではほぼ全国並みであるのに、30歳代以降では全ての年代で全国より低くなっていて、再就職の時期となる40歳代以降では20歳代より低くなっています（生駒市も同様）。このことから、奈良県の女性は、全国に比べて出産・育児期には専業主婦となる傾向があり、子育て後に再就職する人の割合が低いということが言えます。

現在、お仕事をされていない方（主婦・主夫、学生、無職など収入がない方）におたずねします。

問7 あなたは、今後、収入を得る職業をもちたいと思いますか。（いずれか1つに○）

- 1 収入を得る職業をもちたい
- 2 できれば、もちたい
- 3 もちたいと思わない
- 4 わからない

問7で「1 収入を得る職業をもちたい」「2 できれば、もちたい」と答えられた方におたずねします。

問8 あなたが今後、職業をもつ上で問題となることは何ですか。

（あてはまるものすべてに○）

- 1 就職活動をしているが、採用にはいたらない
- 2 自分の希望する業務内容の募集・採用がない
- 3 勤務時間・給与・年齢などの条件が自分と合わない
- 4 仕事をするにあたって家族の理解や協力が得られない
- 5 介護や子育てがある
- 6 就業に関する情報が得にくい
- 7 自分の能力や技能に不安がある
- 8 自分の体力や健康に不安がある
- 9 起業に要する資金が不足している
- 10 その他（具体的に
- 11 特にない

「世界経済フォーラム」は、経済、教育、保健及び政治の各分野の各種データから構成された男女格差を測る指数を毎年、公表しています。日本は、135カ国中101位です。
（2012年公表）

問9 現在、わが国では次にあげる分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。あなたの気持ちに最も近いものをお答え下さい。（それぞれいずれか1つに○）

	1 男性優位	2 やや男性 優位	3 平等	4 やや女性 優位	5 女性優位
1 社会全体としては	1	2	3	4	5
2 学校教育の場では	1	2	3	4	5
3 就職や職場では	1	2	3	4	5
4 地域活動の場では	1	2	3	4	5
5 家庭生活では	1	2	3	4	5
6 社会通念や慣習では	1	2	3	4	5
7 法律や制度の上では	1	2	3	4	5
8 政治の場では	1	2	3	4	5

結婚（事実婚を含む）している方におたずねします。

問10 あなたは、最近5年間で、配偶者等から次のようなこと（ドメスティック・バイオレンス）を受けて怖いと感じるような経験がありましたか。（それぞれいずれか1つに○）

	1 一、二度あった	2 何度もあった	3 なかった
1 身体的暴力を受けた（なぐる、ける、物を投げつけるなど）	1	2	3
2 心理的・精神的暴力を受けた（あなたや家族をおどす、暴言をはく、長時間無視するなど）	1	2	3
3 性的暴力を受けた（いやがっているのに性的な行為を強要する、見たくないのにポルノビデオ等を見せるなど）	1	2	3
4 経済的暴力を受けた（生活費を渡さないなど）	1	2	3
5 社会的暴力を受けた（交友関係、電話やメールを細かく監視・規制するなど）	1	2	3

※事実婚：婚姻届を出さないで、事実上の夫婦生活を営む結婚形態のことをいいます。

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス「DV」）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

問10のいずれかで「1 一、二度あった」「2 何度もあった」と答えられた方におたずねします。

問 11 配偶者等から受けた行為について、だれかに相談しましたか。

(あてはまるものすべてに○)

- 1 配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所その他の施設）
- 2 警察
- 3 法務局・地方法務局・人権擁護委員
- 4 男女共同参画センター（生駒市男女共同参画プラザなど）
- 5 上記（1～4）以外の公的な機関
- 6 民間の専門家や専門機関（弁護士・弁護士会、カウンセリング機関、民間シェルターなど）
- 7 医療関係者（医師、看護師など）
- 8 学校関係者（教員、養護施設、スクールカウンセラーなど）
- 9 家族や親戚
- 10 友人・知人
- 11 その他（具体的に ）
- 12 どこ（だれ）にも相談しなかった

問 11 で「12 どこ（だれ）にも相談しなかった」と答えられた方におたずねします。

問 12 どこ（だれ）にも相談しなかったのは、なぜですか。（あてはまるものすべてに○）

- 1 どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかった
- 2 恥ずかしくてだれにも言えなかった
- 3 相談しても無駄だと思った
- 4 自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思った
- 5 世間体が悪い
- 6 他人を巻き込みたくなかった
- 7 そのことについて思いだしたくなかった
- 8 自分にも悪いところがあると思った
- 9 相手の行為は愛情の表現だと思った
- 10 相談するほどのことではないと思った
- 11 その他（具体的に ）

生駒市男女共同参画プラザでは、夫婦のこと、家族のこと、人間関係のことなど女性が抱えている悩みの相談に応じています。

○女性相談員による電話・面接相談 火～土曜日 9:00～16:00

○女性弁護士による法律相談 毎月第3水曜日 13:00～16:00

生駒市元町1丁目6番12号（生駒セイセイビル1階）

（☎相談専用 0743-73-0556）

結婚していない方におたずねします。

問 13 あなたは最近 5 年間で、交際相手から次のようなこと（デートDV）を受けて怖いと感じるような経験がありましたか。（それぞれいずれか 1 つに○）

	1 一、二度 あった	2 何度も あった	3 全くない	4 交際相手 はいない (いなかった)
1 身体的暴力を受けた（なぐる、ける、物を投げつけるなど）	1	2	3	4
2 心理的・精神的暴力を受けた（あなたや家族をおどす、暴言をはく、長時間無視するなど）	1	2	3	4
3 性的暴力を受けた（いやがっているのに性的な行為を強要する、見たくないのにポルノビデオ等を見せられるなど）	1	2	3	4
4 金銭的な依存や強要を受けた	1	2	3	4
5 社会的暴力を受けた（交友関係、電話やメールを細かく監視・規制するなど）	1	2	3	4

デートDVは、恋人や交際相手などデートをするような関係の間で起こる暴力のことです。デートDVもDVと同じように、人権侵害にあたります。

問14 あなたは、現在の生駒市の政策に女性の意見がどの程度反映されていると思いますか。（いずれか 1 つに○）

- 1 十分反映されている
- 2 ある程度反映されている
- 3 あまり反映されていない
- 4 ほとんど反映されていない
- 5 わからない

奈良県及び県内市町村の女性比率（H23年度）

◆自治体の管理職	生駒市	17.0%	県内市町村平均	18.8%	県	7.2%
◆自治体の審議会等	生駒市	27.9%	県内市町村平均	20.8%	県	32.4%
◆自治会長	生駒市	13.6%	県内市町村平均	6.1%		

問14で「3 あまり反映されていない」「4 ほとんど反映されていない」と答えられた方にお
たずねします。

問 15 生駒市の政策に女性の意見が反映されていないのは、主にどのような理由からだと思
いますか。(あてはまるものすべてに○)

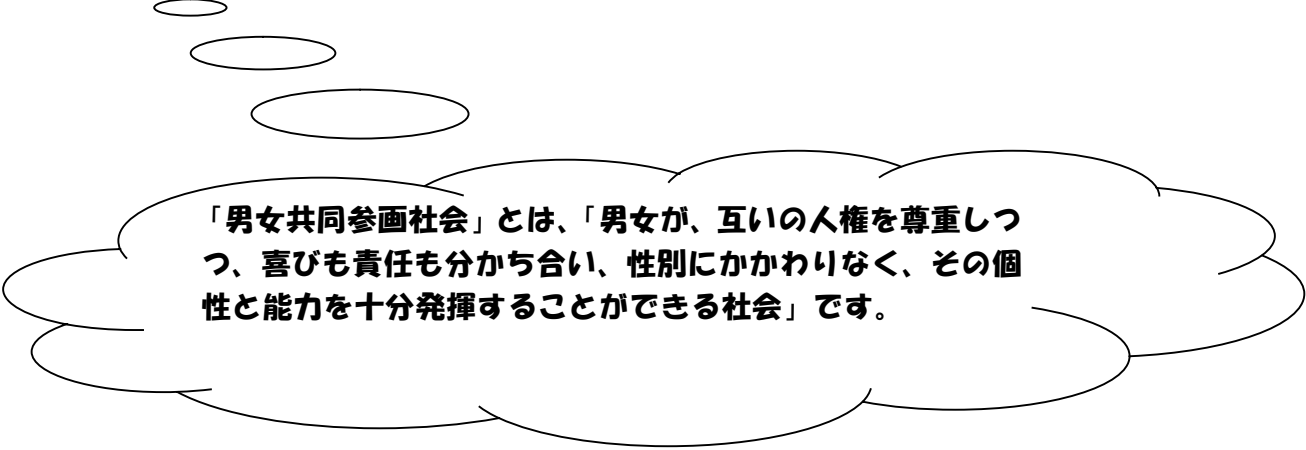
- 1 議会や行政機関、審議会など政策・方針決定の場に女性が少ないから
- 2 女性の意見や考え方に対して、議会や行政機関の側の関心がうすいから
- 3 女性の能力開発の機会が十分でないから
- 4 男性優位の組織運営だから
- 5 女性の側の積極性が十分でないから
- 6 その他（具体的に)
- 7 わからない

問16 今後、男性が女性と共に家事、子育てや教育、介護、地域活動に積極的に参画していく
ためには、どのようなことが必要だと思いますか。(主なもの3つまでに○)

- 1 男女の役割分担についての社会通念や慣習を改めること
- 2 仕事と家庭の両立を支援するための情報提供・相談体制を整備すること
- 3 企業において、労働時間の短縮や育児休業・介護休業の利用しやすい環境をつくること
- 4 夫婦等の間で家事などの分担をするように十分話し合うこと
- 5 家事などを男女で分担するようなしつけや育て方をすること
- 6 男性の仕事中心の生き方、考え方を改めること
- 7 男性が家事や子育てなどに対する抵抗感をなくすこと
- 8 男性の生活的自立を促すように女性が協力すること
- 9 男性が家事、子育てや介護などについての知識や方法を身につけること
- 10 その他（具体的に)
- 11 わからない

問17 男女共同参画社会をつくるために、生駒市ではどのような施策に力を入れていくべきだと思いますか。(主なもの3つまでに○)

- 1 広報紙やパンフレットなどで男女の平等と相互の理解や協力について啓発を行う
- 2 学校教育や生涯学習の場で男女平等についての学習を充実する
- 3 男性の生活面での自立や家事、地域活動への参加意識を高める
- 4 保育、介護の施設・サービスを充実する
- 5 審議会や委員会など、市の政策や方針決定の場へ女性を積極的に起用する
- 6 各種団体の女性リーダーを養成する
- 7 市民の声を聞きながら、市と市民が協働して問題解決にあたる
- 8 市民ネットワークの構築を促進する
- 9 女性の就労機会を増やしたり、新しい分野への女性の進出を促進するための職業教育を充実する
- 10 雇用や職場における男女の賃金格差の是正や女性の労働条件の改善を促進する
- 11 ドメスティック・バイオレンスなど女性に対する暴力を根絶する
- 12 特にない
- 13 その他(具体的に)
- 14 わからない



「男女共同参画社会」とは、「男女が、互いの人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分発揮することができる社会」です。

人権全般について、おたずねします。

問 18 つぎの人権問題で、あなたが関心のあるものは何ですか。また、あなたの身近にはどのような人権問題があると思いますか。(あてはまるものすべてに○)

	1 関心があるもの に○印を	2 身近にあるもの に○印を
1 女性に関する問題	1	1
2 子どもに関する問題	2	2
3 高齢者に関する問題	3	3
4 障がい者に関する問題	4	4
5 同和問題	5	5
6 外国人に関する問題	6	6
7 職場（※パワーハラスメント等）での問題	7	7
8 非正規雇用など雇用形態の問題	8	8
9 ワーキングプアの問題	9	9
10 H I V感染者、ハンセン病回復者等に関する問題	10	10
11 刑を終えて出所した人とその家族に関する問題	11	11
12 犯罪被害者とその家族に関する問題	12	12
13 性同一性障がい者（身体的な性と心の性が一致しない者）に関する問題	13	13
14 プライバシー保護に関する問題	14	14
15 インターネットを悪用した人権侵害に関する問題	15	15
16 性的指向（異性愛、同性愛、両性愛など）に関する問題	16	16
17 北朝鮮当局による拉致問題	17	17
18 その他（具体的に： ）	18	18

※パワーハラスメント：職責上の立場を利用した嫌がらせのことです。職権などの権力や地位を背景にし、本来の業務の範疇を超えて、人格と尊厳を傷つける言動を繰り返し行う行為のことを指します。

※ワーキングプア：正社員として働く意欲があるのに社会的な理由によって非正規社員として働く事を余儀なくされ、貧困生活を強いられる人々のことをいいます。

問 19 あなたは、「人権」ということをどの程度身近に感じておられますか。

(いずれか 1 つに○)

- 1 非常に身近に感じる
- 2 身近に感じる
- 3 あまり身近に感じない
- 4 まったく身近に感じない
- 5 どちらともいえない

問 20 「人権が尊重される」ということは、どういうことだと思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

- 1 国家などの権力から干渉されず、自由に生活できる
- 2 差別されない、平等である
- 3 個人として尊重される
- 4 個人の持つ可能性を発揮する機会が認められる
- 5 多様な価値観が認められる
- 6 健康で文化的な最低限度の生活を送ることができる
- 7 その他（具体的に

問 21 あなたは、最近 5 年間で、自分の人権が侵害されたと思われたことがありますか。

(いずれか 1 つに○)

- 1 ある
- 2 ない
- 3 わからない

問 21 で「1 ある」と答えられた方におたずねします。

問 22-1 それはどのような内容でしたか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 うわさをたてられたり、悪口、かげ口をいわれたりした
- 2 役所や警察など、公的機関で不当な扱いを受けた
- 3 権利の行使を妨害された
- 4 責任や義務のないことをやらされた
- 5 犯罪や不法行為のぬれぎぬを着せられた
- 6 地域社会で仲間はずれにされた
- 7 アパートなどの住宅への入居を断られた
- 8 学校でいじめられたり、仲間はずれにされた
- 9 身近な人から暴力や虐待を受けた
- 10 働いている場で雇用主や上司などから不当な待遇を受けた
- 11 就職のとき、差別的な扱いを受けた
- 12 社会福祉施設等で不当な扱いを受けた
- 13 プライバシーを侵害された
- 14 ストーカーやつきまといを受けた
- 15 性的いやがらせ（セクシュアル・ハラスメント）を受けた
- 16 その他（具体的に
- 17 おぼえていない

問 21 で「1 ある」と答えられた方におたずねします。

問 22-2 そのとき、どうされましたか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| 1 親、きょうだい、子どもや親せきに相談した | 2 友人、同僚や上司に相談した |
| 3 法務局に相談した | 4 人権擁護委員に相談した |
| 5 県の担当者に相談した | 6 市の担当者に相談した |
| 7 弁護士に相談した | 8 警察に相談した |
| 9 民間団体などに相談した | 10 新聞などマスコミに相談した |
| 11 自分で処理(解決)した | 12 だまってがまんした(特になにもしなかった) |
| 13 その他(具体的に) | 14 おぼえていない |

問 22-2 で「12 だまってがまんした(特になにもしなかった)」と答えられた方におたずねします。

問 22-3 その理由はなぜですか。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|-------------------------------|
| 1 相談したかったが、誰に相談してよいか分からなかった |
| 2 抗議や対抗措置ができる相手ではなかった |
| 3 我慢できる程度の事柄だった |
| 4 人間関係を壊したくなかった |
| 5 人に言える事柄ではなかった |
| 6 相談機関に相談すると、プライバシーが守られないと思った |
| 7 過去に相談、訴えたりしたが役に立たなかった |
| 8 その他(具体的に) |

問 21 で「2 ない」と答えられた方におたずねします。

問 22-4 もし、自分の人権を侵害された場合、まず、どのような対応をすると思いますか
(いずれか1つに○)

- | |
|------------------------|
| 1 親、きょうだい、子どもや親せきに相談する |
| 2 友人、同僚や上司に相談する |
| 3 法務局に相談する |
| 4 人権擁護委員に相談する |
| 5 県の担当者に相談する |
| 6 市の担当者に相談する |
| 7 弁護士に相談する |
| 8 警察に相談する |
| 9 民間団体などに相談する |
| 10 新聞などマスコミに相談する |
| 11 自分で処理(解決)する |
| 12 だまってがまんする(特になにもしない) |
| 13 その他(具体的に) |
| 14 わからない |

問 23 あなたは、今までに、他人の人権を侵害したことがあると思いますか。
(いずれか 1 つに○)

- 1 あると思う
- 2 ないと思う
- 3 自分では気づかなかったが、あるかもしれない
- 4 わからない
- 5 その他（具体的に _____）

問 23 で「1 あると思う」と答えられた方におたずねします。

問 24 それは、どのような内容ですか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 性別に関して
- 2 国籍・人種・民族に関して
- 3 学歴・出身校に関して
- 4 職業に関して
- 5 身体の障がいに関して
- 6 精神の障がいに関して
- 7 思想・信条に関して
- 8 宗教に関して
- 9 同和問題に関して
- 10 財産・収入に関して
- 11 その他（具体的に _____）
- 12 おぼえていない

問 25 あなたの結婚相手に求めるものとして重視するものはどれですか。
(主なもの 3 つまでに○)

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1 職業 | 2 性格 |
| 3 学歴 | 4 収入・財産 |
| 5 身なり・容姿 | 6 教養・センス |
| 7 思想・信条 | 8 行動力・実行力 |
| 9 趣味・特技 | 10 健康状況 |
| 11 家庭環境 | 12 家事能力 |
| 13 その他（具体的に _____） | |
| 14 特になし | |

問 26 あなたは、人権問題の理解を深めるために、今後読書や学習（講演会や研修会の参加を含む）をしてみたいと思いますか。（いずれか 1 つに○）

- 1 ぜひしてみたい
- 2 できたらしてみたい
- 3 その気持ちはない
- 4 わからない

問 26 で「3 その気持ちはない」と答えられた方におたずねします。

問 27 それはなぜですか。（いずれか 1 つに○）

- 1 人権問題にいちおうの理解をもっているつもりなので
- 2 特に関心があるわけではないので
- 3 生活に追われて余裕がない
- 4 その他（具体的に ）
- 5 特に理由はない

問 28 人権学習を深めるための支援として特にどのようなことが重要だと思いますか
（主なもの 3 つまでに○）

- 1 分野別の人権教育問題等の学習をするための書籍・資料を充実する
- 2 学習等教育の場で当事者の話を聞いたり交流を深める
- 3 学習相談への対応を充実する
- 4 学習講座や場の提供を充実する
- 5 身近な地域で話が聞けるように出前講座を開催する
- 6 学習グループを育て、支援する
- 7 その他（具体的に ）
- 8 特に必要ない

問 29 あなたは、人権が尊重される社会を実現するためには、今後特にどのようなことに取り組んでいくことが重要だと思いますか。（主なもの 3 つまでに○）

- 1 国や県・市が、人権教育・啓発を積極的に進める
- 2 保育所・幼稚園・学校での人権教育を充実する
- 3 幼児期から思いやりの心をはぐくむなど、家庭における教育を充実する
- 4 公民館などでおこなう講座などで、人権についての学習を活発におこなう
- 5 職場、事業所での人権尊重（教育・学習）の取組を支援する
- 6 住民や N P O などの団体による人権尊重に向けた取組を支援する
- 7 市民が人権教育・啓発に参画する機会を充実できるように情報の収集や提供に努める
- 8 公務員や警察官、教員などの人権教育を充実する
- 9 人権侵害を受けた人に対する相談活動や救済策を充実する
- 10 社会的に弱い立場にある人に対する支援を充実する
- 11 その他（具体的に ）
- 12 特に必要ない

あなた自身のことについて、おたずねします

問 30 あなたの性別は。(いずれか 1 つに○)

- 1 女性 2 男性

問 31 あなたの年齢は。(平成 25 年 7 月 1 日現在) (いずれか 1 つに○)

- 1 16 歳～19 歳 2 20 歳～29 歳 3 30 歳～39 歳
4 40 歳～49 歳 5 50 歳～59 歳 6 60 歳～69 歳
7 70 歳以上

問 32 あなたの職業は何ですか。現在の状況に最も近いものをお答えください。
(いずれか 1 つに○)

- 1 自営業・会社経営
2 正社員・正職員(常勤)
3 派遣社員・契約社員
4 パート・アルバイト
5 主婦・主夫
6 学生
7 無職(家事・介護をしていない方)
8 その他(具体的に)

問 33 あなたは、生駒市にお住まいになって何年になりますか。(いずれか 1 つに○)

- 1 1 年未満 2 1 年以上 3 年未満 3 3 年以上 5 年未満
4 5 年以上 10 年未満 5 10 年以上 20 年未満 6 20 年以上

問 34 あなたは結婚していますか。(いずれか 1 つに○)

- 1 結婚(事実婚を含む)している
2 現在は配偶者等がない(離婚・離別・死別など)
3 結婚したことがない

問 34 で「1 結婚(事実婚を含む)している」と答えられた方におたずねします。

問 35 あなたの配偶者(事実婚を含む)の職業は。(いずれか 1 つに○)

- 1 自営業・会社経営
2 正社員・正職員(常勤)
3 派遣社員・契約社員
4 パート・アルバイト
5 主婦・主夫
6 学生
7 無職(家事・介護をしていない方)
8 その他(具体的に)

問 36 現在、同居しているご家族の構成についてお答えください。

(あてはまるものすべてに○)

- 1 親（実親・義理の親）
- 2 配偶者（事実婚を含む）
- 3 子ども
- 4 祖父母
- 5 兄弟・姉妹
- 6 その他の親族
- 7 ひとり暮らし
- 8 その他（具体的に

）

問 37 生駒市の男女共同参画・人権施策への意見、要望などがございましたら、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。ご記入いただいた調査票は同封の返信用封筒をご利用いただき、8月16日（金）までに郵便ポストへ投函してください。切手は不要です。

平成 2 5 年度
男女共同参画・人権についての
市民アンケート調査報告書
平成26年3月

発行 生駒市
編集 生駒市 市民部 人権施策課
〒630-0288 奈良県生駒市東新町8番38号
電話 0743-74-1111（代表）